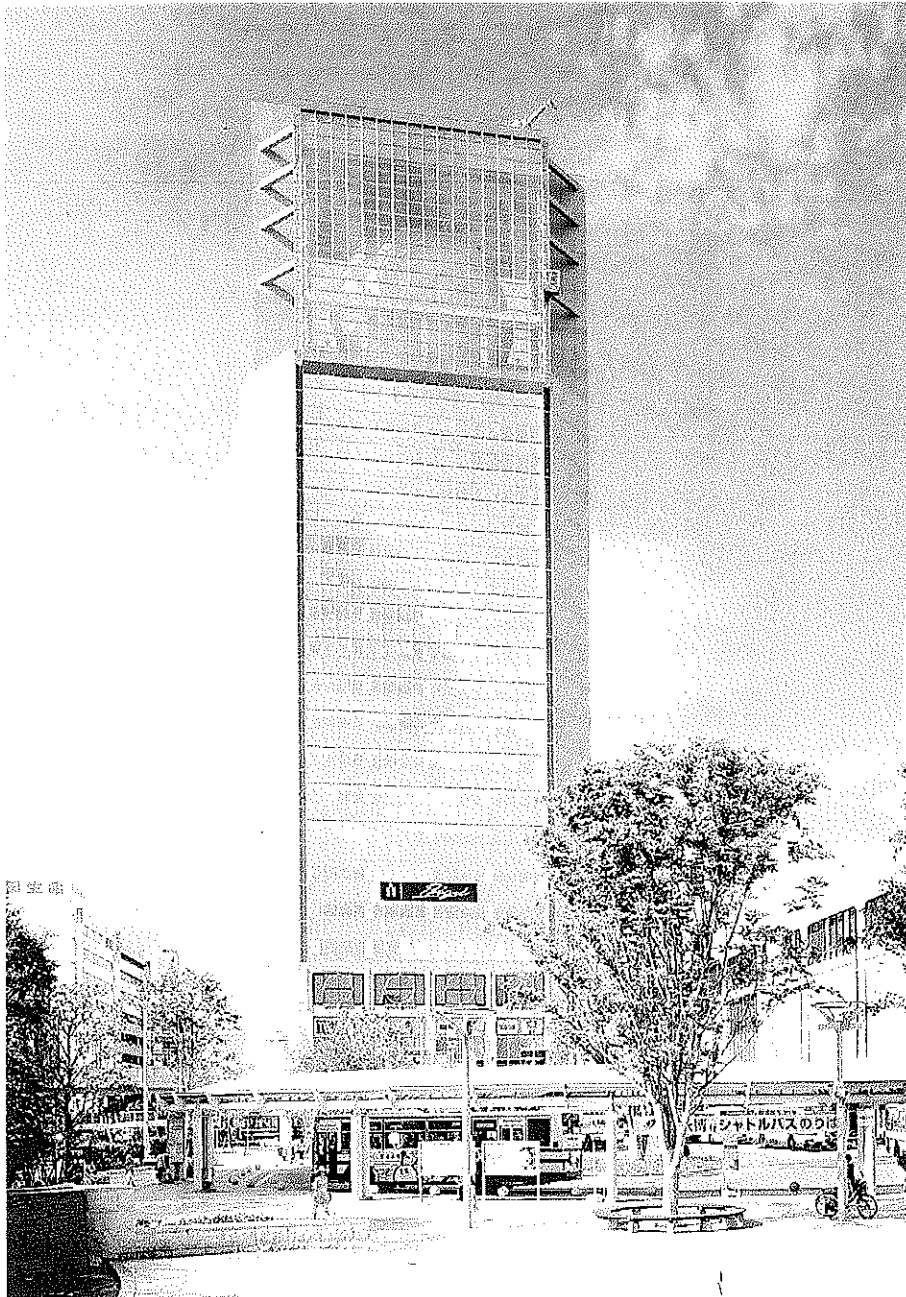


令和2年度

郡山市あさかの学園大学
要 覧



郡 山 市

目 次

1	設置者	1
2	設置の目的	//
3	名称	//
4	所在地	//
5	これまでの経過	//
6	事業の実施	
	(1) 入学等	3
	(2) 授業料等	//
	(3) 運営委員会	//
	(4) 学習内容編成委員会	//
	(5) 講師	//
	(6) 教室	//
	(7) 組織機構	4
	(8) 学習日の設定	//
	(9) 在籍数	5
	(10) 地域別学生数	6
	(11) 年齢別構成	//
7	課程及び学科等	7
8	郡山市あさかの学園大学開設要綱	9
9	郡山市あさかの学園大学学生会会則	12
10	郡山市あさかの学園大学校歌「青春ふたたび」	14

- 1 設置者
郡山市
- 2 設置の目的
高齢者の積極的な社会参加を促すとともに、今後の人口減少社会において、高齢者が地域社会における重要な担い手として、生涯現役で活躍できるための契機とする。
- 3 名称
郡山市あさかの学園大学
- 4 所在地
郡山市駅前二丁目11番1号 事務局 郡山市長寿社会振興センター内
(ビッグアイ 7階 ☎024-924-2957)
- 5 これまでの経過

昭和61年10月	郡山市老人大学設置懇話会を設置
昭和62年 7月	老人大学設置に関する最終答申が懇話会よりなされる
昭和62年11月	老人大学名称公募審査会で「あさかの学園」を選定する
昭和63年 3月	財団法人郡山市高齢化社会振興会設立
昭和63年 3月	郡山市あさかの学園大学の業務を受託
昭和63年 4月	開校・入学式(4月12日)
平成 元年 8月	校章制定
平成 2年 3月	平成元年度卒業式 (教養課程第1期、185人)
平成 2年 4月	専攻科(専門課程)開設
平成 2年 8月	専攻科の地域活動コースが財団法人福島県長寿社会推進機構と 共催となる
平成 3年 3月	平成2年度卒業式 (教養課程第2期、136人)
平成 3年 4月	本学園全課程が財団法人福島県長寿社会推進機構と共催になる
平成 4年 3月	平成3年度卒業式 (教養課程第3期、148人、専攻課程第1期、96人)
平成 4年 4月	研修クラブ開設
平成 4年 4月	本年度入学生から課程名、学科名、コース名変更 (教養課程1年、専攻課程1年から)
平成 4年10月	「開校5周年記念学園祭」
平成 5年 3月	平成4年度卒業式 (教養課程第4期、118人、専攻課程第2期、80人)
平成 6年 3月	郡山市あさかの学園大学学生会発足
平成 6年 3月	平成5年度卒業式 (教養課程第5期、155人、専攻課程第3期、113人)
平成 7年 3月	平成6年度卒業式 (教養課程第6期、131人、専攻課程第4期、77人)
平成 8年 3月	平成7年度卒業式 (教養課程第7期、123人、専攻課程第5期、120人)
平成 9年 3月	郡山市あさかの学園大学校歌「青春ふたたび」制定
平成 9年 3月	平成8年度卒業式 (教養課程第8期、137人、専攻課程第6期、100人)
平成 9年10月	郡山市あさかの学園大学校旗制定
平成10年 3月	平成9年度卒業式 (教養課程第9期、135人、専攻課程第7期、96人)
平成11年 3月	平成10年度卒業式 (教養課程第10期、127人、専攻課程第8期、111人)
平成12年 3月	平成11年度卒業式 (教養課程第11期、136人、専攻課程第9期、110人)
平成13年 3月	平成12年度卒業式 (教養課程第12期、132人、専攻課程第10期、110人)
平成13年 4月	ビッグアイ 7階へ移転、学生証の発行
平成13年 4月	開設要綱の改正により、課程名、学科名等変更
平成14年 3月	平成13年度卒業式 (教養課程第13期、139人、専門課程第11期、111人)

平成14年	4月	研修クラブ生の身分証明書の発行
平成15年	3月	平成14年度卒業式 (教養課程第14期、144人、専門課程第12期、117人)
平成15年	4月	授業料改訂 (教養課程1年10,000円、専門課程1年15,000円)
平成15年	4月	現地学習バス代2分の1公費負担に増額
平成16年	1月	学生募集優先内定制実施
平成16年	3月	平成15年度卒業式 (教養課程第15期、148人、専門課程第13期、118人)
平成16年	4月	授業料改訂 (教養課程1年15,000円、専門課程1年20,000円)
平成17年	3月	平成16年度卒業式 (教養課程第16期、149人、専門課程第14期、134人)
平成17年	4月	郡山市財団等外郭団体改革推進指針に基づき、 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団に統合
平成18年	1月	募集定員の増(教養課程、専門課程各学科10人)
平成18年	3月	平成17年度卒業式 (教養課程第17期、148人、専門課程第15期、130人)
平成19年	3月	平成18年度卒業式 (教養課程第18期、155人、専門課程第16期、133人)
平成19年	11月	創立20周年記念学園祭
平成20年	3月	平成19年度卒業式 (教養課程第19期、162人、専門課程第17期、134人)
平成21年	3月	平成20年度卒業式 (教養課程第20期、159人、専門課程第18期、134人)
平成22年	3月	平成21年度卒業式 (教養課程第21期、154人、専門課程第19期、136人)
平成23年	3月	東日本大震災発生
平成23年	3月	平成22年度卒業式 (教養課程第22期、137人、専門課程第20期、137人)
平成24年	3月	平成23年度卒業式 (教養課程第23期、129人、専門課程第21期、133人)
平成25年	3月	平成24年度卒業式 (教養課程第24期、107人、専門課程第22期、115人)
平成26年	3月	平成25年度卒業式 (教養課程第25期、125人、専門課程第23期、116人)
平成27年	3月	平成26年度卒業式 (教養課程第26期、127人、専門課程第24期、88人)
平成28年	3月	平成27年度卒業式 (教養課程第27期、124人、専門課程第25期、114人)
平成29年	3月	平成28年度卒業式 (教養課程第28期、125人、専門課程第26期、102人)
平成29年	10月	あさかの学園大学創立30周年記念学園祭
平成30年	3月	平成29年度卒業式 (教養課程第29期、109人、専門課程第27期、110人)
平成31年	3月	平成30年度卒業式 (教養課程第30期、112人、専門課程第28期、98人)
令和2年	3月	令和元年度卒業 (教養課程第31期、131人、専門課程第29期、90人)

※設置当時の目的

今日の急激に変化する社会情勢とともにもたらされた人生80年時代は、文化的かつ教養志向の高い、健康で意欲的な高齢者が見込まれている。
したがって、これからの高齢者の生活の変化や現代社会に即応した感覚や暮らし方を学ぶため、高齢者を対象とした系統的・継続的な学習ができる高齢者大学を設置し、高齢者の生きがいを高め、社会参加の契機とする。

6 事業の実施

社会福祉法人郡山市社会福祉事業団が、郡山市より郡山市あさかの学園大学の運營業務に関し委託を受け、運営にあたる。

(1) 入学等

①教養課程

- ・資 格 60歳以上の郡山市民、次の表に掲げる市町村に住所を有する60歳以上の者とする。

郡山市 須賀川市 二本松市 田村市 本宮市 大玉村 鏡石町 天栄村 猪苗代町 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町

- ・申し込み 入学願書を学長に提出する
- ・学 科 健康・福祉、郷土・生活、芸術・文化の3学科とする
- ・定 員 各学科とも概ね60人とする
- ・修業年限 各学科とも2年間

②専門課程

- ・資 格 郡山市あさかの学園大学の教養課程を卒業した者
- ・申し込み 入学願書を学長に提出する
- ・学 科 健康・福祉、郷土・生活、芸術・文化の3学科とする
- ・定 員 各学科とも概ね50人とする
- ・修業年限 各学科とも2年間

③研修クラブ

本学園大学で学んだことをもとに、共通の目的をもって、実践活動などを通してながら自主的研修を行う。

- ・資 格 郡山市あさかの学園大学を卒業した者

(2) 授業料等（年額）

- ・教養課程 15,000円
 - ・専門課程 20,000円
- （見学費・教材費・傷害保険料等は学生の負担とする。）

(3) 運営委員会

郡山市あさかの学園大学の運営は、運営委員会の審議に基づいて行う。

委員は、学長・副学長・学生の代表・その他学長の指名する者で構成する。

(4) 学習内容編成委員会

委員は、有識者等で構成し、学習計画を作成する。

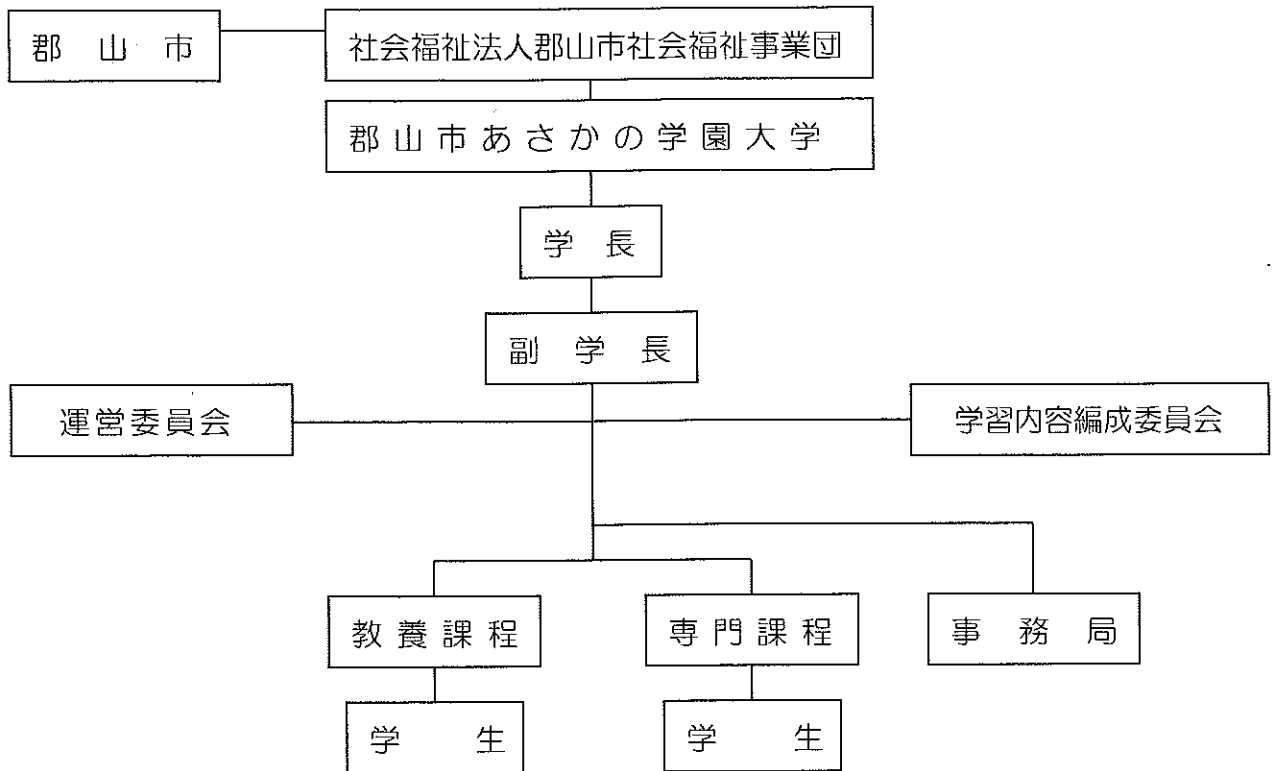
(5) 講 師

郡山市内外各大学教授、医師、有識者等に依頼する。

(6) 教 室

ビッグアイ 7階 他

(7) 組織機構



(8) 学習日の設定

課程	時間	学年	火	土	水	木	金	備考
教養課程	学活 10:00~ 10:10 授業 10:10~ 12:00	学年・学科	<ul style="list-style-type: none"> 事務局打ち合せ 授業資料作成 講師連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> その他の事務 学生自治活動援助 	1年・2年 健康・福祉	1年・2年 郷土・生活	1年・2年 芸術・文化	1・2年各学科 並行して授業を 実施する
専門課程	学活 13:30~ 13:40 授業 13:40~ 15:30	学年・学科			1年・2年 健康・福祉	1年・2年 郷土・生活	1年・2年 芸術・文化	1・2年各学科 並行して授業を 実施する

(9) 在籍数（令和2年5月1日現在）

開校（進級）予定とした場合

【教養課程】

単位：人

学年	性別	健康・福祉			郷土・生活			芸術・文化			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1		9	31	40	33	21	54	21	36	57	63	88	151
2		17	31	48	23	30	53	15	35	50	55	96	151
計		26	62	88	56	51	107	36	71	107	118	184	302

【専門課程】

学年	性別	健康・福祉			郷土・生活			芸術・文化			計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1		5	25	30	17	23	40	16	23	39	38	71	109
2		7	16	23	28	13	41	9	22	31	44	51	95
計		12	41	53	45	36	81	25	45	70	82	122	204

【全体】

在籍（比）	性別	男（全体比）	女（全体比）	合計
在籍者総数（%）		200（39.5%）	306（60.5%）	506（100%）

【研修クラブ】

クラス	男女別		男	女	計	備考
	年	性別				
1	年		32	36	68	
2	年		26	33	59	

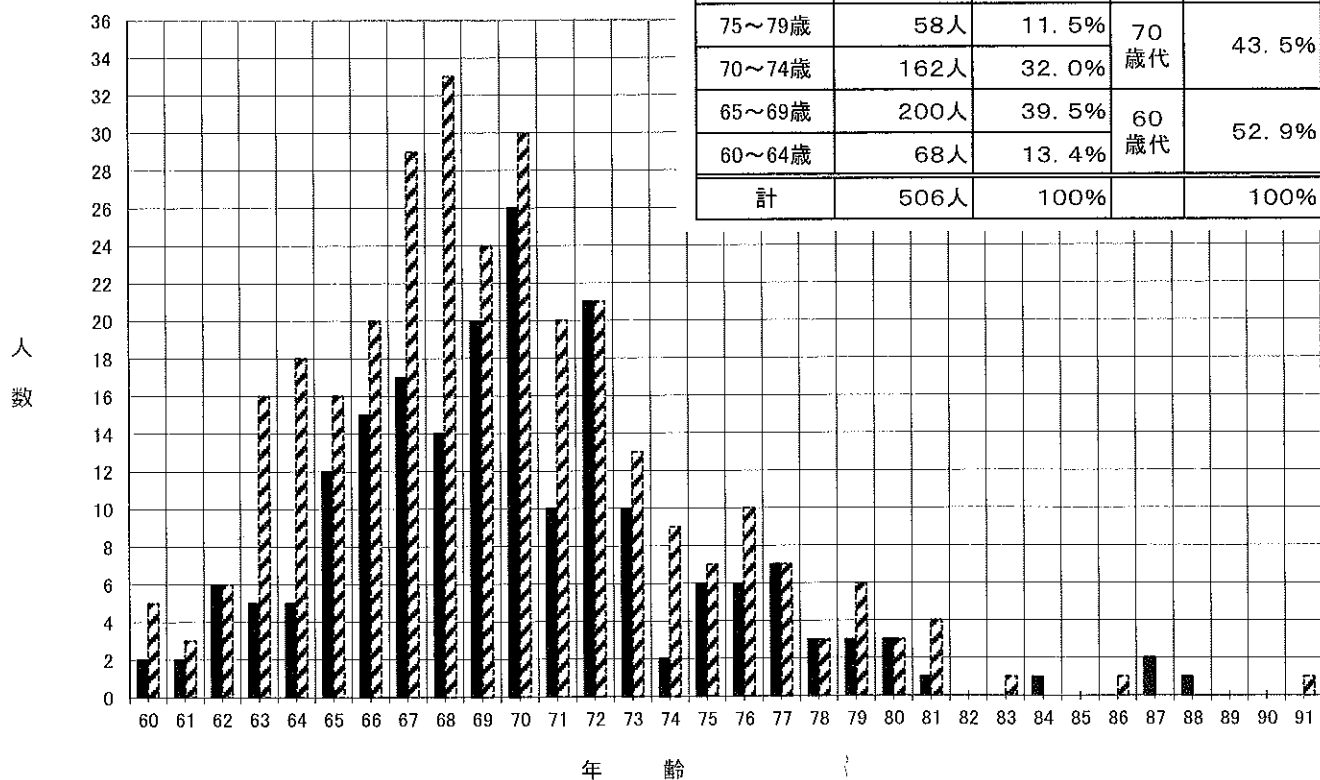
(10) 地域別学生数

郡山市	人数	%
郡山(旧市内)	221人	43.7%
安積	52人	10.3%
富久山	49人	9.7%
大槻	34人	6.7%
富田	28人	5.5%
田村	12人	2.4%
喜久田	8人	1.6%
日和田	11人	2.1%
中田	4人	0.8%
熱海	5人	1.0%
片平	3人	0.6%
西田	6人	1.2%
逢瀬	4人	0.8%
湖南	1人	0.2%
三穂田	1人	0.2%
郡山市 合計	439人	86.8%

近隣市町村	人数	%
須賀川市	22人	4.3%
二本松市	3人	0.6%
田村市	7人	1.4%
本宮市	11人	2.1%
鏡石町	1人	0.2%
天栄村	2人	0.4%
猪苗代町	1人	0.2%
石川町	2人	0.4%
玉川村	2人	0.4%
浅川町	1人	0.2%
三春町	12人	2.4%
小野町	3人	0.6%
近隣市町村 合計	67人	13.2%

(11) 年齢別構成

年齢区分	人数	構成比	
85~91歳	5人	1.0%	80歳代 3.6%
80~84歳	13人	2.6%	
75~79歳	58人	11.5%	70歳代 43.5%
70~74歳	162人	32.0%	
65~69歳	200人	39.5%	60歳代 52.9%
60~64歳	68人	13.4%	
計	506人	100%	100%



平均年齢(全)69.6歳 (男)70.0歳
(女)69.3歳

7 課程及び学科等

(1) 教養課程

学 科	目 標	具体的目標及び学習内容	授業日（年回数）
健康・福祉	◆豊かで生きがいのある生活を送るため、健康や福祉などの基本を学び、社会のしくみを考える。	◎健康の大切さを知り、日常生活に生かせるようにする。 ・運動の生理学 ・高齢者の健康と生活の質 ・健康と食生活 ・フレイル、ロコモ、認知症対策 ・救急蘇生法 など ◎世の中の動向を知り、お互いに豊かな生活を送れるようにする。 ・高齢期の生活課題と福祉 ・高齢者とボランティア活動 ・ユニバーサルデザイン ・安全・安心の食生活を求めて	主として 毎週水曜日 10:00 ~ 12:00 (36回)
郷土・生活	◆住みよい郷土をつくるため、地域社会を理解し、環境・自然・風土と生活のかかわりを考える。	◎環境の保護について学び、日常生活を安心して送れるようにする。 ・生物資源と人類 ・福島の水環境 ・私たちの暮らしと環境問題 ・気象災害 ・気候が変わる ・郡山市の環境 など ◎豊かで住みよいふるさとをつくるための必要な知識を身につけ、充実した生活を送れるようにする。 ・郡山の産業と未来 ・郡山の池と川の歴史地理 ・郡山の史跡 ・郡山の歴史 ・郡山の戊辰戦争 ・近世界の郡山 など	主として 毎週木曜日 10:00 ~ 12:00 (36回)
芸術・文化	◆これからの生活に潤いをもたせるために、歴史・芸術や文化などを学び自らの生き方を考	◎身近な文化を理解し、今後の生活に潤いをもてるようにする。 ・絵の見方 ・郡山の文学者 ・音楽に親しむ ・ちぎり絵 ・絵手紙を作ろう ・宮沢賢治(童話)の世界 など ◎さまざまな人の生き方を学び、人間として今何が大切かを考える。 ・すてきなライフスタイルの創造 ・朝河貴一博士の警告 ・インテリアデザインの知恵袋 ・生命の起源と進化	主として 毎週金曜日 10:00 ~ 12:00 (36回)
各学科共通の学習	◎安積疏水の歴史、郡山の歴史や文学、政治・経済・時事問題、身近な法律、地震のメカニズムと防災対策、心臓・目・歯の健康、脳の働き、天体に学ぶ、認知症サポーターになろう、俳句の作り方、柳橋歌舞伎、昔語り、郡山産の野菜の魅力 など ◎現地学習、健康づくり（運動会）、学園祭、学級活動 など		

(2) 専門課程

学 科	目 標	具体的目標及び学習内容	授業日（年回数）
健康・福祉	<p>◆健康生活に必要な知識や技能を身に付ける。</p> <p>◆社会福祉の基本を知り、潤いのある生活の向上に資する。</p>	<p>◎病気の予防や心の問題について学習し、健康な生活に必要な知識を身に付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖質のはなし ・気功体操 ・楽しく食べよう など <p>◎地域社会のあり方や福祉などの課題について学習し、高齢社会に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険と住民の役割 ・介護の実際 ・人を援助する場合の心構え ・ボランティア活動の楽しみ など <p>◎多様な情報を知り、自分の生活に生かす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットと情報社会 ・国際理解 ・私たちの一生（通過儀礼） など 	<p>主として</p> <p>毎週水曜日</p> <p>13：30 ～ 15：30</p> <p>（36回）</p>
郷土・生活	<p>◆郷土の歴史を知りその成果を生活の中に生かす。</p> <p>◆先人の知恵に学び今後の生活文化の向上に資する。</p>	<p>◎郷土の歴史や文化などを通史的な視点から学習し、先人の知恵を基に自分の生活を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原始、古代、中世の郡山 ・近世の郡山宿と女性たち ・郡山の地名を考える など <p>◎身近な生活の中から自然保護の重要性と環境浄化の必要性を学び、自分の生活に生かす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猪苗代湖の水環境 ・衣食住の民俗 ・きらきら光る安心な水を未来へ <p>◎時事問題や経済問題などについて学び、氾濫する情報の中でどう主体的に生きるかについて考え、自分の生活の向上に生かす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健統計から見た少子高齢化 ・マスメディアについて ・地球市民と国際協力 	<p>主として</p> <p>毎週木曜日</p> <p>13：30 ～ 15：30</p> <p>（36回）</p>
芸術・文化	<p>◆芸術に関心と理解を深め、豊かな感性を育む。</p> <p>◆文化の本質について学び、より豊かな生活の充実に資する。</p>	<p>◎日本の古典文学や現代文学の主な作者とその代表作、演劇史などについて学習し、芸術への関心と理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源氏物語 ・正岡子規の俳句・短歌鑑賞 ・伊勢物語、万葉集 など <p>◎美術・工芸の代表作家の特徴を知り、鑑賞の仕方を学び、豊かな感性を育み、生活に潤いをもたせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漆工芸の話 ・美術に関する教養講座 ・焼き物の歴史と鑑賞 ・七宝焼（実習） <p>◎代表的な作曲家や作品の特徴や鑑賞の要点について学び、自分の生活をより充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽入門 ・人と音楽 ・津軽三味線 ・箏の楽しみ など 	<p>主として</p> <p>毎週金曜日</p> <p>13：30 ～ 15：30</p> <p>（36回）</p>
各学科共通の学習	<p>◎郡山の歴史や文学、政治・経済・文化に関すること、健康の保持・増進、生活習慣病や時事問題、音楽や園芸、読み聞かせ など</p> <p>◎現地学習、健康づくり（運動会）、学園祭、学級活動 など</p>		

(昭和 63 年 3 月 30 日制定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、大学を開設することにより、こおりやま広域圏域内の高齢者に学習の場を提供し、地域社会の一員として活躍する力を育むとともに、健康で生きがいのある生活の高揚を図り、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(名称)

第 2 条 大学の名称は郡山市あさかの学園大学と称する。

(学科及び目標)

第 3 条 郡山市あさかの学園大学（以下「大学」という。）に教養課程及び専門課程を置き、全学科の共通目標及び各学科の目標は、次のとおりとする。

共通目標

健康寿命の延伸を図るため、高齢者自身の積極的な社会参加の契機とするとともに、地域社会の一員として活躍する力を育む。

教養課程

学 科	目 標
健康・福祉学科	豊かで生きがいのある生活を送るため、健康や福祉などの基本を学び、社会のしくみを考える。
郷土・生活学科	住みよい郷土をつくるため、地域社会を理解するとともに、環境と生活とのかかわりを考える。
芸術・文化学科	生活に潤いを持たせるために、身近な芸術や文化を理解し、自らの生き方を考える。

専門課程

学 科	目 標
健康・福祉学科	健康生活に必要な知識や技術を身につけるとともに、社会福祉の基本を知り、潤いのある生活の向上に資する。
郷土・生活学科	先人の知恵に学び、今後の生活文化の向上に資するとともに、郷土の歴史を知り、その成果を生活の中に生かす。
芸術・文化学科	芸術に関心と理解を深め、豊かな感性を育むことを図るとともに、文化の本質について学び、より豊かな生活の充実に資する。

(定員)

第 4 条 大学の定員は、教養課程各学科とも概ね 60 人、専門課程各学科とも概ね 50 人とする。

(実施場所)

第 5 条 大学の実施場所は、主として郡山市民交流プラザとする。

(修業年限)

第6条 大学の修業年限は、教養課程、専門課程ともそれぞれ2年とする。

2 開設期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(授業日及び授業時間)

第7条 大学の授業は、原則として毎週1回とし、授業時間は1回当たり2時間から4時間とする。

(入学資格)

第8条 大学に入学することのできる者は、次の表に掲げる市町村に住所を有する60歳以上の者とする。ただし、専門課程にあっては、教養課程2年を卒業した者とする。

郡山市	須賀川市	二本松市	田村市	本宮市	大玉村	鏡石町	天栄村	猪苗代町
石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町		

2 前項本文の規定にかかわらず、原子力災害により同項の市町村に避難している者は、同項に規定する者の入学を妨げない限度において、大学に入学することができる。

(入学申し込み)

第9条 大学に入学しようとする者は、学長に入学願書を提出しなければならない。

(入学の許可)

第10条 学長は、前条の規定による願書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、入学を許可し、その旨申し込み者に通知する。その場合において、入学を相当と認める者が、第4条に規定する定員を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(学長及び副学長)

第11条 大学に学長及び副学長を置く。

2 学長には郡山市長又は郡山市長が指名する者、副学長には学長が学識経験者のうちから指名する者をもって充てる。

3 学長は、校務を掌理し、大学を代表する。

4 副学長は、学長を補佐し、学長に事故ある時は、その職務を代理する。

(運営委員)

第12条 大学の適切な運営を図るため、郡山市あさかの学園大学運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学生の代表

(4) その他学長の指名する者

3 前2項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が委員会に諮って定める。

(卒業証書)

第13条 学長は、大学の教養課程又は、専門課程を修了した者に対し、卒業証書を授与する。

(庶務)

第14条 大学の庶務は、保健福祉部健康長寿課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 64 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に郡山市あさかの学園大学開設要綱第 3 条の規定に基づく課程を修了した者は、改正後の郡山市あさかの学園大学開設要綱の相当規定に基づく課程を修了した者とみなす。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の郡山市あさかの学園大学開設要綱第 8 条に規定する者は、この要綱の施行前においても、大学の入学に必要な手続を行うことができる。

9 郡山市あさかの学園大学学生会会則

(名称、事務所)

第 1 条 この会は、郡山市あさかの学園大学学生会と称し、事務所を郡山市あさかの学園大学(以下「学園」という。)の事務局に置く。

(目的)

第 2 条 この会は、学園の学生としての自覚に基づき、より充実した学生生活を目指しつ、その活動を通して、会員相互の理解と信頼を深め、啓発と親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第 3 条 この会の会員はあさかの学園大学学生証交付の下記の者で、組織する。

(1) 教養 1・2 年生、専門 1・2 年生を正会員とする。

(2) 研修 1・2 年生を準会員とする。

(事業)

第 4 条 この会は、次の事業を行う。

(1) 学園行事への協力

(2) レクリエーション等会員相互の交流

(3) 会報の発行

(4) その他第 2 条の目的達成に必要な事業

(5) 準会員は全学行事には参加し、総会・理事会には不出とすが、各行事の実行委員会などには、適宜出席する。ただし、理事会の議決には参画しない。

(役員)

第 5 条 この会に次の役員を置く。

会 長	1 人	会 計	2 人
副会長	3 人	理 事	若干人
総 務	2 人	監 事	2 人

2 理事は、学級委員長をもってあて、監事は総会において選出する。

ただし、監事に欠員が生じた場合は、理事会で補充することができる。

3 会長、副会長、総務及び会計は、理事会で選出する。

4 役員任期は 1 年とし、再任を妨げない。

5 欠員のため選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

(役員の仕事)

第 6 条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

3 総務は、会長の指示により会務を処理する。

4 会計は、会長の指示により会計を処理する。

5 理事は、事業の企画運営にあたる。

6 監事は、会計を監査する。

(会議)

第 7 条 この会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

2 総会は学級委員長及び学級副委員長をもって構成し、通常年 1 回開催して、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他重要事項
- 3 理事会は、次の事項を審議する。
- (1) 総会に提案する事項
 - (2) 事業の企画運営に関する事項
 - (3) その他会の運営に関する重要事項
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(会報編集委員会)

第 8 条 第 4 条に規定する会報発行のため、この会に会報編集委員会（以下委員会）をおく。

- 2 委員会は、委員及び会長の指名する副会長をもって組織する。
- 3 委員は、各学級から 1 名を互選により選出する。
- 4 委員会は次の役員をおき、会務を推進する。

委員長 1 名 会長から指名された副会長を当て、会務を総括し理事会との連携をはかる。

副委員長 2 名 委員の互選により選出し、会長を補佐し、会務を推進する。

庶務 1 名 会長の指示により会務を処理する。

(帳簿)

第 9 条 この会に、次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 会議録
- (3) 会計簿
- (4) その他必要な帳簿

(会計)

第 10 条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、正会員年 1,500 円、準会員年 1,000 円とし、年度始めに納めるものとする。
- 3 この会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(顧問)

第 11 条 この会に、顧問を置いて指導、助言を受けることができる。顧問は、会長が学長、副学長及び有識者を理事会の同意を得て推戴する。

(その他)

第 12 条 会長は、理事会にはかり、この会則を運用するため、細則を定めることができる。

附 則

この会則は、平成 6 年 3 月 11 日から施行する。

この会則は、平成 8 年 5 月 13 日一部変更する。

この会則は、平成 9 年 5 月 12 日一部変更する。ただし、第 8 条の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

この会則は、平成 13 年 5 月 15 日一部変更する。

この会則は、平成 18 年 5 月 9 日一部変更する。

この会則は、平成 19 年 5 月 8 日一部変更する。

この会則は、平成 20 年 5 月 10 日一部変更する。

10 あさかの学園大学の歌 (平成9年3月)

(青春ふたたび)


詞・星野哲郎
曲・市川昭介



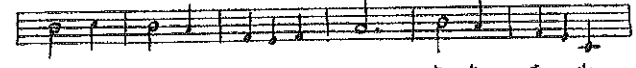
かせもきらめくあさかの
みずとみどりふるさとの
ふるさよきんさいしず



たぐめぐるこおリーやま
たぐかえくるこおリーやま
たぐたぎるこおリーやま




はーんかリービにじーの
にーおちなーすしきーの
にーかいせーいさんーは




きょうのであーいにさちあーれ
ともとてまーとリわけいーれ
ひととしせーんのふれあーい



あおせーかーわーああせいゆんふた
たのしーさーよーああせいゆんふた
あままーよーぶーああせいゆんふた



とーあだたらやまも
はーあすいのほとり
まーあぶくまがわは



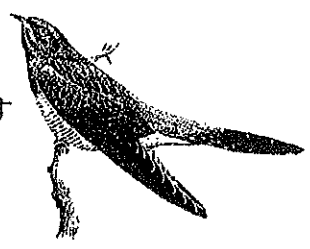
ほほえみかえーす
みずとみりうたーう
やさしくうつーす



☆ あさかの学園大学の歌 ☆

青春ふたたび 星野哲郎

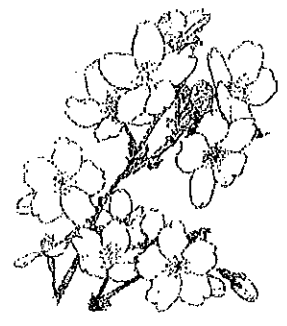
1 風もきらめく 安積野は
光と虹の 逢瀬川
ああ、青春 ふたたびめぐる 郡山
今日の出合いに 幸あれと
安達太良山も ほほえみ返す



3 古き良き日を 礎に
開成山は 未来を呼ぶ
ああ、青春 ふたたびたぎる 郡山
人と自然の ふれあいを
あぶくま川は やさしく映す



2 水とみどりの ふるさとに
織りなす四季の たのしさよ
ああ、青春 ふたたび帰る 郡山
友と手を取り 分け入れば
疏水のほとり 水鳥うたう



社会福祉法人郡山市社会福祉事業団

郡山市長寿社会振興センター

郡山市駅前二丁目11番1号
(ビッグアイ7階)

電話 (024) 924-2957
FAX (024) 924-3002
メールアドレス k-asakano-univ@almond.ocn.ne.jp

学 長		とみ た たか し 富 田 孝 志	
副 学 長		ない とう せい ご 内 藤 清 吾	
事務局	所 長	なか の たけ とし 仲 野 武 利	
	主 任	し みす ただし 清 水 正	教養課程1年担当
		くるま だ てる し 車 田 輝 治	教養課程2年担当
		かん の まさ ひで 管 野 正 秀	専門課程1年担当
		こ いずみ まさ かつ 小 泉 正 勝	専門課程2年担当
		わた なべ のぶ ひろ 渡 邊 展 宏	研修クラブ担当
	事 務 員	さ さ き ゆき 佐 々 木 如	
事 務 補 助 員	さ さ き れい こ 佐 々 木 礼 子		